

京都府公立高等学校生徒通学費補助金

名 称	京都府公立高等学校生徒通学費補助金																																										
制度の趣旨	公立高等学校生徒の通学に要する経費の一部を補助することにより、保護者の負担の軽減を図ります。																																										
事業実施主体	京都府																																										
補助対象者	<p>府内の公立高等学校に在学する生徒の保護者で申請時点において京都府内に住所を有し、次のいずれにも該当する者</p> <p>① 生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給していない者</p> <p>② 次のア又はイに該当の者</p> <p>ア 生徒本人及び生徒と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表1又は別表2の所得基準額以下の者</p> <p>イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額（以下「世帯全体の前年の住民税」という。）が非課税の者</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <tr> <th>世帯人員</th> <th>所得基準額</th> </tr> <tr> <td>3人以下</td> <td>6,749,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>6,962,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>7,175,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>7,388,000円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>7,388,000円 + 213,000円 / 1人増</td> </tr> </table> <p>(注)世帯の人員の数とは、生徒本人及び生徒と生計を一にする者の人数です。</p> <p>別表2</p> <table border="1"> <tr> <th>世帯人員</th> <th>所得基準額</th> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>1,460,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>2,060,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>2,760,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>3,230,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>3,590,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>4,060,000円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>4,060,000円 + 470,000円 / 1人増</td> </tr> </table> <p>上記の所得金額に次のそれぞれの額を加算した額</p> <table border="1"> <tr> <td>1 母子・父子世帯</td> <td>280,000円</td> </tr> <tr> <td>2 障害者1人につき</td> <td>320,000円</td> </tr> <tr> <td>3 長期療養者 療養のために経常的に特別な支出をしている金額</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)世帯の人員の数とは、生徒本人及び生徒と生計を一にする者の人数です。</p> <p>③ 1箇月の通学に要する経費について、次の金額を超えて負担している者</p> <table border="1"> <tr> <th>②の所得金額等</th> <th>③の金額</th> </tr> <tr> <td>上記「別表1」に該当</td> <td>22,100円</td> </tr> <tr> <td>上記「別表2」に該当</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>世帯全体の前年の住民税が非課税</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>※平成31年度新設</p>	世帯人員	所得基準額	3人以下	6,749,000円	4人	6,962,000円	5人	7,175,000円	6人	7,388,000円	7人以上	7,388,000円 + 213,000円 / 1人増	世帯人員	所得基準額	1人	1,460,000円	2人	2,060,000円	3人	2,760,000円	4人	3,230,000円	5人	3,590,000円	6人	4,060,000円	7人以上	4,060,000円 + 470,000円 / 1人増	1 母子・父子世帯	280,000円	2 障害者1人につき	320,000円	3 長期療養者 療養のために経常的に特別な支出をしている金額		②の所得金額等	③の金額	上記「別表1」に該当	22,100円	上記「別表2」に該当	17,000円	世帯全体の前年の住民税が非課税	10,000円
世帯人員	所得基準額																																										
3人以下	6,749,000円																																										
4人	6,962,000円																																										
5人	7,175,000円																																										
6人	7,388,000円																																										
7人以上	7,388,000円 + 213,000円 / 1人増																																										
世帯人員	所得基準額																																										
1人	1,460,000円																																										
2人	2,060,000円																																										
3人	2,760,000円																																										
4人	3,230,000円																																										
5人	3,590,000円																																										
6人	4,060,000円																																										
7人以上	4,060,000円 + 470,000円 / 1人増																																										
1 母子・父子世帯	280,000円																																										
2 障害者1人につき	320,000円																																										
3 長期療養者 療養のために経常的に特別な支出をしている金額																																											
②の所得金額等	③の金額																																										
上記「別表1」に該当	22,100円																																										
上記「別表2」に該当	17,000円																																										
世帯全体の前年の住民税が非課税	10,000円																																										
補助額	<p>補助額 = (定期乗車券等年間購入額 - (22,100円、17,000円又は10,000円) × 定期券等購入月数) × 1/2</p> <p>※回数券を利用する場合等、補助額が異なる場合があります。</p>																																										
申請書類	<p>・通学費補助金交付申請書</p> <p>・交付申請書に係る資料</p> <p>(注)添付資料として次の書類が必要です。</p> <p>①定期券の購入による申請・・・該当定期券の券面コピー</p> <p>②回数券の購入による申請・・・該当回数券の領収書(原本)</p> <p>(平成31年4月1日以降の日付のもの)</p> <p>・市町村長の発行する課税(所得)証明書 など</p>																																										
申請時期	<p>・在学している学校から通学費補助制度の案内を5月中旬以降に配布予定。</p> <p>・新年度(2019年度(平成30年分))の住民税が判明する6月～7月上旬に、在学している学校へ申請書類を提出していただく予定。</p>																																										